

「コンテンツへの信頼担保と応答力の保証を」

60年ぶりに放送法が改正されました。
ハード（放送設備）とソフト（コンテンツ）を分離するなど、
放送と通信の融合に対応するための
新たな定義や概念が数多く盛り込まれています。

表現の自由や放送の自主自立を脅かす条項は削除されましたが、
今後はインターネットを通じた番組配信などの議論のなかで、
こうした動きが再び出てくることも十分に想定されます。

放送をめぐる状況はとどまることなく刻々と変わっていきませんが、
そのなかで、
公共放送をどう維持していくのか、
私たちはどういう日々の仕事をしていくべきか、
たえず考えなければならない時代にきています。

井上 禎男 福岡大学法学部准教授

プロフィール

1971年生まれ。九州大学大学院にて博士課程を単位修得退学後、九州大学
学術研究助手などを経て、福岡大学法学部准教授。専門は情報法、行政法、憲法。
放送と通信の融合を受け、情報通信法構想をめぐる動向や放送の地域にかか
わる問題を考察。個人情報保護やフランスのメディア事情にも造詣が深い。

60年ぶりの放送法改正が成立

昨年11月、60年ぶりの大きな見直しとされる放送法改正案が可決されました。これはインターネット経由の映像配信など、通信・放送の垣根が低くなっていることを受け、業態毎に縦割りになっている現行の放送関連四法を新放送法に一本化されます。

改正案では、NHKについて経営委員会のメンバーに会長が加わることや、経営委員や会長を選ぶ際の条件を緩和することが盛り込まれていましたが、野党からの反対で削除されました。また、当初あった電波監理審議会の放送内容への権限強化^{*1}もなくなりました。NHK関係のテーマが削除されたことで、公共放送に関する本質的な議論はほとんどおこなわれませんでした。

放送が広く社会に貢献していくためには、多様な情報が社会全体に行き渡る仕組みが保障されることが欠かせません。今後はインターネットを通じた放送番組の配信について議論が広がるなど、時代に応じた法改正がおこなわれることも十分に想定されます。

今回の放送法改正によってどういふ変化が生じるのか、そして、今後の社会状況を見据えて放送法制はどう検討されるべきなのか、福岡大学法学部准教授の井上禎男さんに聞きました。

放送法改正でどういふ変化が生じるのか

——今回の放送法改正で放送の定義が変わりました。このことによってどういふ変化が想定されますか。

有線・無線という伝送路の区分がなくなり、従来からの放送もケーブルテレビもインターネットを通じた放送も、

新たな放送のカテゴリに入りました。従来からの放送と通信にどのような影響が出てくるのかは、まだ断言することはできませんが、廃案になった「情報通信法」構想でみられたレイヤー（を軸とした法規制）の考え方やいわゆる「竹中懇」以降のコンテンツ産業政策（30兆円規模の国益を生み出すとも言われる）路線は、基本的に変わっていないように思います。

そうなると、既存の放送メディアが現実が変わることになるか否かです。将来的に、明確なレイヤー開放路線が法的な枠組みとして復活する余地は残されています。そうなった場合には、NHKよりもむしろ経営状況の厳しい民間放送局で、電波を発信するけれどもコンテンツには関与しない「放送」局が出てくることになるのかもしれませんが、そして、いままでの縦割りであったシステムがレイヤー次元で完全に開放されるとき、あるいはすでに伝送路の区分をなくした新たな「放送」概念を打ち立てた、それ以前の現段階においても、問われるのはつまるところ、それぞれの事業者の立ち位置や意識にはかならないと思っっています。

——放送局の再編・統合も進むのでしょうか。

民放のなかには、2008年に施行された放送法改正を受けて認定放送持株会社^{※2}へと移行する局も出てきました。フジメディアホールディングスや東京放送ホールディングスですが、東京放送ホールディングスでは、放送事業以外の事業への取り組みがクローズアップされ、放送局としての色彩が薄らいでいるような印象さえ受けます。また、認定放送持株会社を考える際は、九州で独自の構想が生じていたことにも注目すべきでしょう。それは、九州朝日放送（福岡）が核となって九州のテレビ朝日系列局をホールディ

ングスの傘下に入れるという構想でしたが、結局、地方局の反対で実現には至りませんでした。

現在は、東京キー局が中心となって認定放送持株会社がつくられています。その傘下に入る放送局は非常に限定的です。そうなると余計に、地方局は切り捨ての対象となるおそれなしとしません。極端な話かもしれないですが、経営状況が悪い局については閉めても構わないという経営判断が、ネットワーク系列のなかで暗黙裡に出てくるのかもしれない。このことは放送の概念定義が抜本的に変わる今後、ますます現実味を帯びてくるような気もしています。

——産業・競争的な側面が強調され、言論の多元性が確保されるのか懸念されます。

今回の放送法改正は、メディアの多様性を生み出す可能性を認める、現状にそくした規律を指向する観点からは、一見望ましいものと言えます。

しかし他方では、地方局の閉鎖、あるいはそうした事態に至らずとも、その従来からの役割の縮小を招くことにもなりかねません。そうなれば、経済性では割り切ることのできない、マスメディアの言論性や地域性の問題が、これまで以上に問われることになるだろうと考えています。

放送を含めたメディアに享有される自由については、憲法学上で論争があります。それは、この自由が個人の表現の自由と同種あるいはその延長線上にあるものなのか、それとも、メディアが個人ではない以上、人権としての表現の自由ではなく、むしろ公共の利益への寄与に根拠が求められるべきではないのか、という2つの立場です。いずれの立場も傾聴に値しますが、私がここで問題にしている言論性の中身を考える際には、何よりもそれが公共性なる

※1「電監審の権限強化」放送内容についての重要事項に関し、自ら調査審議し、総務大臣に建議することができるとの権限を付与するというもの。重要事項とは、放送法第3条が掲げる放送規律の三原則で放送行政のあらゆることが対象になるといえる。また、必要があるときは関係行政機関に資料の提出等の協力を求めることができる」とされた。

※2「認定放送持株会社」ある放送局が、別の放送局を1社しか子会社にできなかった従来の制度と異なり、複数の局を傘下に収めることができるようになった。電波法の違反など、総務省が5項目を審査して認定する。

ものにとって不可分密接なものであることから始めるべきだろう、と考えています。また少なくとも現時点では、従来からの放送メディアに固有の、総合編成として基本的な情報を日々提供し続けていく基幹放送の役割から切り離すことはできない、とも考えています。

民放にとってはシビアかもしれませんが、こうした問題は経済性やビジネスモデルの問題だけで片付けられるものではないでしょう。まさに言論性こそがマスメディアたる所以であり、新しい時代の放送事業者や放送局も、この点をどのように自覚し、維持し、新たな法制度のもとで自らの存在意義を見出していくのか、それこそが求められているはずです。

ここで既存の民放が置かれている状況の厳しさに、あらためてふれることはしません。しかし最近、放送法改正にともなうマスメディア集中排除原則^{※3}の緩和がはかられ、実施問題としての経営難によつて破綻・廃業するラジオ局への対応をも視野に入れて、民間ラジオ局間での合併・統合が可能となりました。こうした新たな法的措置を例にとつてみても、その背後に言論機関としての放送局の役割認識があることを忘れてはならないはずで、たんに局の経営上の問題だけで考えるのなら、こうした法的措置自体、不要でしょう。放送局が純粹に営利を目的として、自由な競争下で淘汰されるべきではない理由、あるいは、禁止ではなく緩和の次元であつても、あえて合併・統合に関する法的措置を講じる必要を認めるわけを、放送事業者や放送局はより自覚すべきだろう、と思つていきます。

——言論性と並んで、地域性の視点とはどういうことでしょうか。

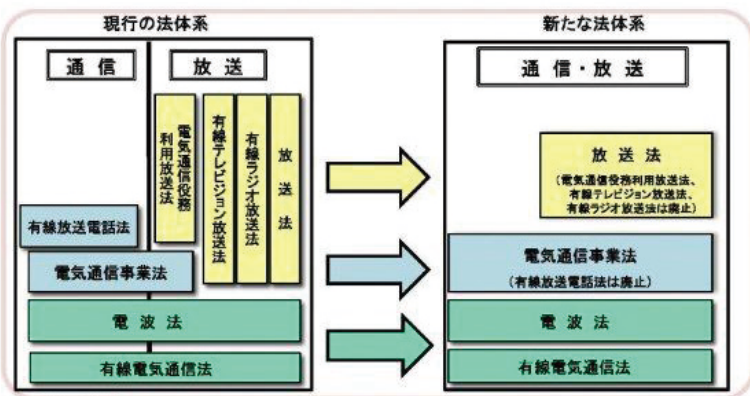
これからは、放送メディアが担ってきた各地域における文化の喪失が懸念されます。ネット時代のモバイルや各種通信媒体は、確かに利便性を享受できる媒体ですが、従来からのそれらは、必ずしも地域に根ざしているとは限らないでしょう。他方で、従来からの放送局が、地域に根ざした地域の文化を発信する役割を果たし続けてきたことは、おそらく誰も否定できないはずで、

もつとも、民放の場合には、特に東京キー局制作の番組をネットワークで流すことが常態化しています。また、そうした従来からの放送のあり方が、わが国の放送メディアの特色でもあるわけです。しかし他方で、各地域の住民は、その地域の局の番組を通して、地域や文化に対する意識を持つことにもなるはずで、私が住んでいる福岡でも、また以前に住んでいた名古屋でも、いずれも準キー局のエリアなので、それ以外のエリアの地方局とはやや事情が異なるかもしれませんが、しかしそれでも、東京キー局にはない独自の番組づくりが功を奏しています。いくら東京中心とは言つても、国民の7割は首都圏以外の場所に住んでいるのですし、東京からの情報のみでは、その地域（地方）では生活に不便をきたすでしょう。

反面で、各地域から全国に情報が発信されることによつて、各地域やそこでの文化・情報について全国の人が知ることできます。単に東京キー局の情報のみを流すだけ、極端に言えば、そのための電波発射装置ではなく、地域に根ざしたコンテンツを創造するプロの送り手たる地方局が存在し、それらが全国に向けてネットワークで結ばれているという関係こそ、放送が持つ文化性、地域性の観点から失われて

※3 「マスメディア集中排除原則」

一つの資本が複数の放送局を支配することを規制するために設けられたルール。民主主義社会の発展のためには言論の多様性・地域性の確保が不可欠として、特定勢力が数多くのメディアを支配することによって生じる意見や主張の偏りをなるべく排除しようとするもの。



放送法等の一部を改正する法律（総務省）

はならないことだと思っています。また、こうした特色にこそ、従来からの通信とは根本的に違う放送の存在意義がある、とも考えています。

——改正案では電波監理審議会の機能強化が狙いになりました。最終的には削除されましたが、行政介入の余地が高まるのではないかと懸念がありました。

電波監理審議会（電監審）は総務大臣の諮問機関（性質上は参与機関）です。したがって、電監審の機能強化については、行政庁である総務大臣との関係においても、また名宛人（免許を受ける事業者）等との関係においても慎重に

議論すべき問題であり、今回のような唐突な権限強化の議論は、行政介入の面でも大いに問題があったように思われます。その意味で、削除されて当然であったと考えています。

仮に、電監審の権限強化を図るのならば、やはり抜本的な改革を行って、きちんと外部の人間、第三者を入れたかたちでの独立行政委員会をつくるべきではないでしょうか。もつともここでは、1980年代のフランスでみら

れたような、その構成員の選をめぐる「政治化」の問題を生ずるおそれなしとしません。その意味でも実際の制度設計の難しさは残るのでしようが、ただ、わが国でも、かつて第三者で構成された行政委員会である「電波監理委員会」が存在していました。こうした組織を通じて、放送免許の付与等が審査されていた経験があるわけです。しかし、戦後政策の見直しによってこの電波監理委員会がなくなつて以降は、独立行政委員会の具体的な復活が本格的に国を挙げて議論されたことはなかったように思われます。

——民主党政権は日本版FCC構想を打ち上げました。

原口前総務大臣があれほど強く「日本版FCC」^{※4}構想を打ち上げたにもかかわらず、その実現が立ち消えになったことを踏まえると、依然としてこの種の抜本的な改革に対する抵抗勢力が強いことも推測できます。さらに、この構想に關連して、こうした議論の前後に見受けられた、言論の「砦」をめぐる議論についても大きな疑問を感じました。ここでの「砦」とは、何のための、また、何に対する「砦」なのか、どうも議論のすり替えがおこなわれているような気さえします。当初の「砦」をめぐる議論では、マスメディアに対する国家権力の介入・干渉を防ぐことが念頭に置かれていたはずですが、しかしその後は、マスメディアによる名誉棄損やプライバシー侵害等がクローズアップされ、マスメディアから個人を守る「砦」の意義が、必要以上に強調されたように思います。確かにこうしたマスメディアの活動によって生ずる問題を看過することはできませんし、それ自体別途、深刻な問題と言えます。ここでのメディアの行き過ぎが否めないことも確かでしょう。しかしそれでも、今回ここで、誰（どこ）かにとって都合のいいように議論が変化していたことは、かなり深刻

※4「日本版FCC」通信・放送行政を総務省から切り離し、独立性の高い独立行政委員会として、通信・放送委員会（日本版FCC）を設置し、通信・放送行政を移すという構想。これにより国家権力を監視する役割を持つ放送局を国家権力が監督するという矛盾を解消するとともに、放送に対する国の恣意的な介入を排除する狙い。

な問題を内在させているようにも感じました。

また、放送行政を所管する総務省としては、放送に関する業務を独立行政委員会という形で外に出してしまうことへの懸念があるのかもしれない。確かに組織面からみても、今日では従来からの放送に関する所管が、通信へとシフト・収斂されている現状は確認できます。しかし、放送の所管自体を完全に外に出すとすると、それは総務省の存在の根幹にも関わることになるのでしょうか。

もつとも、ここでの問題の所在は、わが国における法制度設計の歪みに端を発しているわけで、元のかたちに戻すこと、あるいは戻すこと先にありきではなくとも、少なくともこの問題自体や独立行政委員会制度を入れた新たな制度設計の可能性を正面から議論することが、筋だろうと思います。ただしその際には、わが国における自主規制・自律性を有する機関である、放送倫理・番組向上機構の存在意義、またこれまでに果たしてきたその役割をどのように制度設計に整合させるか、といった固有の課題も残されることになります。そのため、わが国ではあくまでわが国にそくした法制度設計が採られるべきでしょう。ただし、安易に比較することはできないにしても、アメリカのFCCのみならず、ここで欧米の行政組織をみても、この分野での独立行政委員会の制度は一般的に採用されていることは確認できます。

今回の放送法改正では、「答申」段階ではなく改正法案の提示段階で、既存の電監審の機能強化が取り沙汰されました。しかし、ここで「調査審議」と「建議」が及ぶ範囲をみても、その独立性が確保されてはいませんでした。今回の法改正はこの点でもまた、十分なあるいは前述の観点からの、根幹的な議論を欠くものであったように思います。

——番組審議会(番審)^{※5}の再考もまた重要な問題ですね。

各局に設置されている番審が、形式的ではなく、実質的に批判的な意見を聴取し、吸収できているのか、そのうえで番組制作面での十分な対応をはかっている(きた)のか。今回の法改正で、「第三者の意見の反映」としての番審の機能が再確認されました。以前から指摘されてきた問題ではありますが、その自主性と真の機能性こそが、今後ますます問われることになると思います。事業者の自主性と放送への視聴者・聴取者の実質的な参加を担保しながら、放送事業者は従来から指摘される番審の機能不全を打開して欲しい、と願っています。

——削除された条項にNHKガバナンスの見直しもありました。

NHKの会長が経営委員会に入り、議決権をもつという今回の提案もあまりに突然で、十分な議論が尽くされていなかったように思います。

経営委員はNHKの最高意思決定機関ですから、経営委員によるNHKへのチェック機能に会長が組み込まれることで、何らかの影響が出てくる可能性はあると思います。

また、NHKは基本的に受信料で成り立っているわけですし、また、法的にも「あまねく」放送を行う責務を負っているのですから、ガバナンスの基本として、経営委員や会長の選出過程等について、少なくとも説明責任、応答責任を果たすべきだと思います。

今回のNHK会長の交代劇についてもそうですし、過去の報道にもあったような種々のゴタゴタに接するたびに、NHK自身が視聴者・受信料と言いつつも、いったい何をしている(きた)のか、組織として本当に大丈夫なのか、

※5 「放送番組審議会(委員)会」
P320参照

といった気持ちにさせられます。受信料を支払っていいようがいまいが、NHKにチャンネルを合わせたことのある視聴者・聴取者、つまり実際のところはほとんどの国民・市民が、そのような感覚を抱いているような気さえしています。無論、どのような人をどのように選ぶのかはNHKのガバナンスの問題です。しかし「公共放送」ならばなおさらのこと、またNHKにとつての受信料が果たす役割の大きさを考えると、何よりも視聴者・聴取者、あるいは国民・市民にはつきりと見えるかたちで、きちんと説明できるようにしてもらいたいものです。

——今後、放送法制はどうあるべきでしょうか。

法律は、社会で現実を生じる諸問題を後追いつけるものではないかありません。社会が動けば、また時代が変われば、当然に法律は変わります。

憲法21条の表現の自由の保障規定には、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」としか書かれていません。これはあくまでも理念であり、実際にこうした理念を機能させる、あるいはその自由を制約するのは法律です。そして、理念にそつた法制度を構築できるかどうかは、その時々々の社会状況に応じて判断されることとなります。

ここで表現の自由として考える際には、それが送り手の自由なのか、受け手の自由なのかといった議論もあります。表現活動を直接に行う自由からすると、ここで送り手としての個人の自由は当然のもので、また、ここで送るための前提として、広く情報を受領する受け手としての個人の自由も認められるはず。しかし放送も含めて、個人ではないマスメディアが表現の自由の享有主体たり得ないと

しても、マスメディアには受け手としての個人あるいは市民の存在を前提とする限りにおいて、公共の利益への寄与を果たす送り手としての役割が厳然として残されるはず（もつとも、それを「特権」と呼ぶかは別ですが）。

しかし今日の状況下では、こうした送り手と受け手との垣根が消失してきているように見受けられます。端的には、個人の立ち位置の問題として、インターネット上の掲示板への書き込みやブログやツイッターなど、個人がもはや一方的な受け手ではなく、積極的な送り手になれる状況が生じてきたわけです。

しかし原理的にみても、また事実上も、送り手と受け手との垣根は、今後もおそらくはそう簡単に消失するものではないと思われま

す。1960年代の「博多駅テレビフィルム提出命令事件」^{※6}をめぐる最高裁大法廷決定で判示されたように、民主主義社会における「知る権利」に奉仕するためのマスメディア、つまり責任をもつて「顔」の見える送り手として、事実を正確に伝えるメディアの役割あるいは存在は、これからも失われてはならないものです。そうした媒体は、何よりも参政権の行使や民主主義社会の発達に資するものでなければならぬし、思想や情報を多元的に流布する役割を担いながら、あくまでプロとして客観・公正に機能する存在であり続けなければなりません。

こうした役割からみると、現実にはその活動を法的に制限すると言うよりも担保する必要性は排除されないはず。そうすると、原理面あるいは憲法上の理念としてよりも、むしろ、その下位の法律の次元で、理念をうけるかたちで、どのような法制度をつくっていくかが問われることとなります。

※6 「博多駅テレビフィルム提出命令事件」
アメリカの原子力空母の寄港の際に、寄港反対の過激派学生と警察機動隊が衝突。この事件の裁判のため福岡地裁はテレビ局に事件現場を撮影したテレビフィルムを提出を求めたところ、テレビ局側は報道・取材の自由に反するとして反抗した事件。

従来からの放送法制・電波法制にみられた法的な枠組みや制度設計が、今後もそのまま妥当するようには思えません。また「融合」や「連携」によって、今後、放送業界を取り巻く環境は大幅に変わるのかもしれない。しかし、そうしたなかでも、通信・有線を媒体にしようが、あるいは従来からの無線を用いようが、責任ある送り手の存在が、民主主義社会の根幹にあり続けなければならない。その意味では、たとえ放送制度が変わっても、理念や理念から導かれるメディアの役割は変わらないと思います。

放送・通信融合下における放送の役割

——放送の公共性、NHKに求められる公共性をどのように考えますか。

放送の公共性をめぐっては、従来から特に放送メディアに固有の規制根拠としての電波の有限希少性、さらには社会的影響力の観点からの議論が展開されてきました。しかし現在では、以前に比べれば確かに、電波の有限希少性がなくなってきたことは否定できません。また、放送の社会的影響力をみても、長らく指摘されてきたようにその影響力という点で視聴覚のようなインパクトはないにしても、情報が文字として残される点をとらえれば放送よりもむしろ新聞に「影響力」があるのではないか、つまり両者の決定的な違いは果たして明白なのか、といった疑問も残されます。

こうした状況を受けながら、通信と放送との「融合」「連携」が主張されるにつれ、放送の公共性というよりも、むしろ放送の社会的「役割」に重きを置いて考える議論が出てきました。放送に特化した、放送が持つ社会での役割についてきちんと議論したほうが、放送の位置づけ、立ち位置を

はつきりさせることにつながるのではないかと、という着想とも言えるでしょう。

こうした着想をふまえて考えてみても、従来からの放送の強みは、文化や地域の担い手としてのノウハウを持つていることではないでしょうか。「融合」「連携」時代を迎えても、これまで放送メディアが果たしてきた役割・意識の持ちようは維持して欲しい、いや、すべきであると思っておりますし、そのためにもコンテンツへの信頼担保と応答力を保証することが放送メディアの放送メディアたる所以であると信じています。引き続き、総合編成で基本的な情報を提供できる力を持ち続けること、そして番組制作にあたっての「やらせ」、放送に対する政治介入の容認ないしは傾倒、さらには不十分・不精確な検証等、これらを排除することができてはじめて、視聴者あるいは受け手からの信頼は揺るぎないものになるはずです。

また、公共性について考えるとき、放送の公共性と公共放送の公共性を区別して考える必要もあると考えています。私自身は、各々財源を異にする、公共放送たるNHKと民放との併存体制・二元放送体制はとも重要なものだと思っております。また、その一方のみによらない、思想や情報の多元的な流布についても、引き続き期待を寄せています。それでもなお、ここでの公共放送の公共性、換言すれば基本的な情報を安定的にすべての国民・市民に提供するNHKの役割が根付いていることが、ここでの前提となるように思えます（もつとも、現在のNHKのみが公共放送の主体である必然性はない、といった議論もあります。こうした問題提起もまた、非常に刺激的ではあります）。

——学生のメディアへの接触状況をみてマスメディアの現状をどう認識していますか。

インターネットの普及によって「アマゾン」のような電子書店が一般化したこともあって、店舗型の書店は厳しい状況に立たされています。

また、いまの学生たちは、パソコンや携帯で検索エンジンを用いた情報検索を行うことが「当たり前」になっていて、早くからその手軽さに親しんできています。彼ら彼女らにとつて、特に書籍（紙媒体）のメディア、あるいは情報のツールとしてのそれらの位置づけは、低いものなのかもしれません。趣味や娯楽に関してはまた別なのかもしれませんが、私がいま接している学生たちを見ると、例えばゼミでの報告や講義でのレポート提出等のために、わざわざ書店に向いて実際に書籍を手に取り、現物をみて購入の有無を検討するようなことはほとんどしていないようです。もっとも、趣味や娯楽のための本や雑誌を買うことはあっても、勉強に関するものを積極的に購入しないことは、昔からさほど変わっていないのかもしれませんが、しかし、書店のみならず、大学や自治体の図書館に足を運んで本や雑誌を手にとって調べる努力ですら、以前に比べてしなくなっているように感じています。検索エンジンにキーワードを入れてヒットする情報を拾い読みすることに比べれば、こうした手間をかけること自体、「面倒くさい」のかもしれませんが。

——私たちの世代とは様変わりしましたね。

「76世代」^{※7}よりも前の、「デジタルイミグラント」^{※8}に位置づけられる私たち世代の多く（少なくとも私自身）は、まず出所が明らかで信頼できる情報を得ること、そのため情報（源）の真偽や価値判断に重きを置いてきました。

そうすると、書籍（紙媒体）への信頼は、経験的に高くなります。いまの学生たちの情報接触が危うく感じられる理由は、こうした感覚の違いにあるのでしょう。しかしそれでも、情報選択のツールが多様になったことでさまざまな情報にふれる機会が増え、ネットの利便性を享受できていること自体を、私自身が望ましく感じているのも事実です。はからずも、こうした環境変化を経験できた世代（のひとり）として、ここでの「ユビキタス」の現実を目を向けるときは、デジタルデバイドを完全に解消する手立てを講ずることは到底不可能だ、と思つていきます。そして同時に、ここでのツールの多様性自体が確かさを保証することにはならない、とも考えます。これからの各自の価値判断は、むしろ複雑困難な選択問題になるのかもしれませんが。

ネットやデジタルの利便性・即時性に浸ってきた、いまの学生たちをみると、多様なツールにふれることのできる点でむしろ恵まれてはいても、独自の価値判断を欠いている者が少なくないと思います。端的に言えば、ネットでも見ることでできる情報、ネットで見えない情報、ネットでは見れない情報、といった区別をほとんどしていない。「ケータイ」というツールが当然のものであった「86世代」^{※9}の彼ら彼女らにとつてみると、ネット上の、いま目の前のディスプレイに映る情報が唯一とまでは言わなくとも、無意識のうちに、あるいはほとんど疑問を抱かずに受け入れてしまう、何より価値のある情報源なのでしょう。さらには、検索エンジンの結果として画面に映し出された情報の順位づけ、価値づけをめぐる受動性については、もはや自身がたんなる操作対象でしかあり得ないということに、気づいてすらいないのかもしれませんが。

世代間での認識の差という意味では、これからは、彼ら

※7 「76世代」
1976年前後に生まれたネット起業家やエンジニアを指す。彼らが大学へ入学したことにインターネットの普及が始まったため、上の世代よりもユーザーの立場からビジネスを発想できると言われる。

※8 「デジタルイミグラント」
デジタル移民 (Digital immigrant)。パソコン・インターネット・携帯電話などのデジタル技術が一般的でない時代に生まれ育った世代のことを指す。一方で、生まれた時からデジタル技術に慣れ親しんでいる世代を「デジタルネイティブ」と表現する。

※9 「86世代」
76世代とは違った価値観や行動様式を持つ世代。携帯のネットリテラシーが非常に高く、携帯をメインに情報収集し、コミュニケーションをおこなう。

彼女らの感覚や流儀が主流となるはずですが、環境面での「融合」「連携」が加速する御時勢ですから、それはそれで仕方ないことなのかもしれません。それでも、私の世代からみたそうした感覚や流儀の危うさが、宿痾とならないことを願うばかりです。

もつとも、情報源としての紙媒体の需要の落ち込みによってもたらされる弊害は、世代間の問題を超えて決して少なくないと考えます。「ユビキタス」も結構なのですが、それを推し進めることは、決して従来からのもの、アナログなものを排除することにはならないと信じています。

例えば新聞をみると、新聞社自体がネット上での情報発信も行っているケースが見受けられますが、いまのところそのみに特化せず、従来からの紙媒体での発行も継続しています。紙新聞は即時性という点で放送やネットに劣ったとしても、翌日の紙面で展開されるその社説、記者あるいはジャーナリストによる分析は、言論性の観点からは有意なものです。そして、新聞というメディアにとって、それは必要不可欠であり、生命線あるいは存在意義そのものと言えます。つまり、従来からの紙新聞には「論評メディア」あるいは「言論メディア」としての役割が今後いつそう求められることになるはずですが。

講義やゼミでは学生に繰り返し説いています。やはり、ネットの利便性・即時性に溺れることなく、自らのメディアリティを「リテラシー」^{※10}を涵養し、情報の真偽を見極める視点、すなわち批判的・懐疑的に情報（源）に向き合う姿勢を持つことが重要でしょう。そうした受け手としての個人に信頼される送り手こそが、たとえいかなるツール・伝送路を用いていたとしても、マスメディアたり得るのだらうと信じています。

——NHKはネット同時再送信に意欲を示しています。NHKは「公共メディア」として変わるべきですか。

学生たちと日頃接していて感じることは、携帯やネットから情報を得ることが日常化している一方、テレビもまた、確実に視聴しているということです。

しかも、「ワンセグ」やチューナー内蔵のパソコンでテレビをみているというよりは、むしろ従来からのテレビ受像機によってテレビを視聴しているようです。もつとも、これは少ないサンプル上での私の実感に過ぎませんし、またここで首都圏の学生の視聴行動がどのようなものかを知ることできません。しかし、少なくとも、名古屋や福岡にしてそのように実感できるのですから、さらに地方に行けばなおさらではないか、とも感じています。

移行はおおむね完了したようですが、「地デジ化」が各局に数十億円規模の莫大な費用負担を強いたこととならんで、集合住宅単位でのアンテナ敷設や個人での受像機の買い替え等、アナログ停波にかかる個人や家計への少なからぬ経済的負担が生じています。なかには、これを機にテレビは視聴しない、といった選択を採る人も出てくるのかもしれない。しかし、移行の実情からみても、テレビそれ自体の必要性が認識、継続されていることは明らかです。「双方向」といったこれまでにない特色をユーザーは活かせる、といった問題とはあまり関係はないでしょう。「地デジ」もテレビ放送であることには変わりありません。つまりこれからも、テレビはテレビなのですし、しかも有料放送が基本にあるわけではないのですから、「地デジ」に移行したからといって、従来からの視聴スタイルに決定的な変化は生じないのではないか、と思っています。

もつとも、私が現に接している「86世代」の彼女ら

※10 「メディアリテラシー」
P297参照

にとつてみれば、新聞はもはや普通に、あるいは金を払つてまで読むものではないのでしょうか。また、テレビへの主たる依存も「あり得ない」のでしょうか。しかし、少なくとも現段階では、「86世代」の彼ら彼女らにとつてのテレビへの信頼は、まだまだ持続しているように感じています。

もつとも、ここで「ケータイ」世代の今後を見越して、単純に「ワンセグ」への期待を寄せることは、あまり現実的ではないように思っています。確かに、電車やバスのなかでワンセグを利用して人を見れば見かけられるようになつてきました。利用者はかなり増えているのかもしれませんが。しかしそれは、あくまでツールのひとつでしょう。放送のひとつのあり方として、ワンセグが有力な戦略対象であり、そこで各局が独自の番組編成を講じることが有力な戦略であり得ても、そのこと自体、決して「バラ色」ではないはずです。もつとも、それでもこうしたツールを用いた放送や、あるいは御指摘の、地上波とネットでの同時送信といった手段を駆使することが、既存放送事業者の今後にとつて不可避となることは想像に難くありません。

——その時々状況を見ながら情報が社会全体に行き渡る仕組みを作ることが公共放送の責務だと思えます。

要は、有線であれ無線であれ、使えるツールや伝送路は可能な限り利用しないし駆使しながら、翻つて、今回の放送改正も、そうした現実路線に対応しているのですから、今後の「放送」の可能性を戦略的に模索することが、既存の放送事業者にとつては不可欠でしょう。この点あらためて確認するまでもないことでしょうか、おそらく多くの既存局では、すでにこうした可能性や戦略が検討・実践されているはずですが（もつとも、ここでもまた、財政的に厳しい状

況に置かれている民放地方局の立ち遅れが憂慮されます）。

しかし、いま一度ここで立ち返るべきは、ここでの生存競争に躍起になつて、時流のみに目を奪われ、プロの送り手としての矜持を失うことがあつてはならない、何よりも、コンテンツへの信頼担保と応答力の保証が損われてはならない、ということだと思います。いかに技術が進化し、多様な手段・伝送路が確保されたとしても、マスメディアとしての放送にとつての核心が揺らいでは、本末転倒です。

そして、NHKのここでの立ち位置に目を向けると、ここでの生存競争とはおそらく一線を画する存在であり続けるのかもしれませんが。

しかしNHKは、今後も実質的に「公共性」を担い続けることのできる「放送」事業の主体、「公共メディア」たり得るのでしょうか。誰（どこ）もそれを保証することはできないはずです。変わるべきか変わらざるべきか、それはNHK自身に委ねられた、突きつけられた課題に他ならぬでしょう。しかし少なくとも、「連携」「融合」の近未来にあつて、これまで以上に「顔」の見える送り手として果たすべきその役割やNHKに引き継ぎ課された責務が、視聴者・受信者の枠を超えた国民・市民から注視されていることを忘れないで欲しい、そう願っています。

インタビューを終えて

近年、民放の番組でのねつ造事件や、やらせ問題が相次ぎ、ショッピングチャンネルの大幅な増加など、視聴者から厳しく放送のあり方が問われる状況が続いています。今回の法改正には、こうした視聴者からの批判や厳しい声を背景にしたものも含まれています。

視聴者からのそうした声に向き合い、視聴者からの期待に応えていくためにも、放送が果たすべき役割や、その責任をどう位置づけていくのか、問題があった場合の検証機能をどう担保していくのか、などといった放送のあり方について考えていくことは、NHKを含め、放送局自身が不断に取り組まなければいけない重要な課題です。

放送と通信の融合が加速するなか、社会のなかに放送という仕組みを機能させていくために、視聴者・放送局・社会のつながりをどうデザインし、そこに国や行政がどう関わるのか、そしてどう関わらないのか、といった点についても幅広く検討されるべきだと思います。

報告 中央放送渉外部長 小磯 亮

日高昭江 河野早苗



畦地真二



井上禎男



受信料に関わる話を、もう少し続けます。このインタビューを始め
た2008年度から、NHKは不払者などに対して、民事手続きを活
用して支払を求める方策を始めました。NHKと視聴者の間で結ばれ
た民事契約の履行を、裁判を通じて求める、ということでした。これま
では不払いや未契約に対しては、相手が納得するまで説明するという
姿勢でしたが、それとは異なる新たな方法をスタートさせました。

民対民の問題、といってしまえばそれまでですが、受信契約そのも
のが法律に裏打ちされた特殊な民事契約ですから、その正当性をきち
んと明確にしておかなければなりません。また、受信料の意義も、こ
れまで以上に明確にするよう問われてくることでしょう。

鳥取大学准教授 中村英樹

NHK 営業事務スタッフ 本村洋子

鳥取大学の中村英樹さんは、受信料を法制度からどう意味づけるか、
という論理の立場から、現在の支払督促や民事手続きの活用について
議論しています。

もうお一方は、NHK宮古事務所の営業事務スタッフ、本村洋子さ
んです。沖縄では戦後アメリカの施政権下で民放が1959年に開局
しました。公共放送はというと本土復帰に先立つ1967年に沖縄放
送局の前身である沖縄放送協会（OHK）が設立されるまでありませ

ませんでした。本村さんは沖縄放送協会に就職し、1972年に沖縄がア
メリカから日本に返還された際にNHKの職員となりました。

この事情のため、沖縄の人にとっては、すでに民放の放送も見られ
るところに公共放送がやってきて、しかもその後、受信料を取る、と
いうことになってしまいました。沖縄での営業は相応の苦労があると
されていますが、その前線に立ってきた本村さんに、地域での営業の
あり方を聞きました。